

ナチス体制下のコメルツ銀行研究

—フンボルト大学現代史研究所の調査報告—(2)

山 口 博 教

ナチス体制下のコメルツ銀行研究

——フンボルト大学現代史研究所の調査報告——(2)

山口 博 教

Hironori YAMAGUCHI

目次

1. はじめに
2. 「序論」
3. 「1870年創業からワイマール共和国半ばまでのコメルツ銀行におけるユダヤ的伝統」
4. 「ナチズム下のユダヤ人従業員の排除と顧客をめぐる競争」
5. 「銀行家にとって困難な業務」
6. 「コメルツ銀行とユダヤ人資産の押収」(以下本号)
7. 「ペーメン諸邦とオランダにおけるコメルツ銀行とユダヤ人営業活動の根絶」
8. 「ポーランドにおけるユダヤ人経済根絶への関与1939年-1945年」(1)~(4)②本号, ③以下次号)
9. 「アウシュウィッツ-ビルケナウ強制・絶滅収容所とコメルツ銀行」
10. おわりに

7. 「ペーメン諸邦, オランダにおけるユダヤ人の営業活動排除とコメルツ銀行」(クリストフ・クロイツミューラー/ヤロスラウ・クセラ)

目次

1. 序
2. ライヒとペーメン・メーレン及びオランダ経済の編入
3. ペーメン諸邦及びオランダにおけるナチスの経済政策と諸銀行
4. 資本結合の媒体としてのユダヤ人営業活

[Abstract]

An Introduction of *Die Commerzbank und die Juden 1933-1945* edited by Ludolf Herbst and Thomas Weihe, München 2004(2)

This book provides an interim research introduction on aryanization and eradication activities against Jewish businesses by the Commerzbank in the Nazi-regime. Compared with studies on Deutsche Bank and Dresdner Bank, the book contents about Commerzbank have different characteristics. Firstly, the financial dealings of Commerzbank were connected historically, and targeted at small- and medium-sized businesses and banks. Secondly, the authors followed the perspective of the Office of Military Government for Germany, United States reports. These perspectives are different from the studies conducted on the two established commercial banks. In this book, the authors have strictly criticized the methods and contents of Commerzbank in the annexed and occupied, districts and presented their original perspectives. Thirdly, this book is an ongoing project without a unified conclusion.

By summing up the critical studies regarding these three commercial bank activities, we can establish an approach to a comprehensive analysis of their behavior and responses to the Nazi-regime.

動の根絶

5. ユダヤ人営業活動の排除とコメルツ銀行の関与
6. 結

(1) 「序」の概要

この章の著者たちは冒頭で以下のことを指摘している。まず、ナチス体制下におけるコメルツバンクの業務については、他のドイツ二大信用銀行に比べ研究が遅れていた。このためもっぱらアメリカ合衆国占領軍政府

キーワード：ナチス体制下のコメルツ銀行, ユダヤ人の中小企業, 絶滅収容所建設への融資

Key words: The Commerzbank in the Nazi-regime, The Jewish small and medium Businesses, The Credit for Costruction of the Extermination Camps

(OMGUS)調査報告に依拠し、『『アリア化』関与においてドイツ銀行とドレスナー銀行ほどには積極的でなかったのではないか』という印象が従来は強かった。しかし21世紀に入ると、この見解に修正を迫るような研究成果がでてきた。⁵⁸さらに、このような誤解を生んだ原因については、以下の原因を挙げている。まず、ナチズム経済の関与においてコメルツ銀行は競争相手の二大銀行の陰に隠れていたこと、このため OMGUS 調査官は同行の行動を他機関とは異なると認識したこと、その後の実証研究においても国外でのコメルツ銀行の営業活動—オランダにおける最大百貨店買収—が同行によるものであったにもかかわらず、OMGUS 報告に依拠したためドレスデン銀行によるものと誤解されたこと、などである。

以上の点を考慮し、二人の著者はコメルツ銀行のナチズム体制への関与が第1級のものであったのかどうかについて、探ることがまず必要であるとする。そしてそうではないと把握した OMGUS 調査結果の原因を、以下の三つのモデルから説明する。第一にこの銀行は慎重な経営姿勢を取っていたこと、第二に占領国における業務戦略を当初明確にしていなかったこと、第三に政治経済権力への接近が不十分であったことである。

次にコメルツバンクの本店と占領諸国支店からの資料が伝承されず失われているため、以下のことが断られる。すなわちこの著作での叙述を、銀行の決定・裁量領域を規定し制限する基本条件の分析に向けること、占領域における一般的な経済・金融政策の特色と並び企業取引、特にユダヤ人経営資産の取得の特性を調べること、またベーメン・メーレン保護領とオランダにおけるユダヤ人資産引き取りの特殊性に焦点を当てることであると。特にこの最後の点は、両領域における基本条件が変化したことを背景に、銀行が空間的・時間的に条件づけられた行動様式と対応を取

ったのではないかと、を調査するためである。

このため、「オランダでも保護領でも、ドイツ企業はユダヤ人の価値ある資産を自らのためだけではなく、故国の産業コンツェルンの資本進出突破口として利用するために関心を持った」という、ラウル・ヒルベルク (Raul Hilberg) の結論に依拠することが明言されている。その上で、ユダヤ人資産の委譲がどの程度ドイツ人に好都合であったかに関して、二つの基本要因を挙げる。その第一は、ユダヤ人が保護領と占領国において有していた経済分野における規模と構造、第二は、媒体となったドイツ政府の人種政策に関わる意志である。「というのはオランダではチェコと違い、ナチスの人種的媒介変数が『同等』と位置付けられた」からである。そして調査すべきは、どのような具体的経済的含意がこの「クラス分け」から生じたか、またどの程度に、そしていかなる手段でユダヤ人の経済的存在の根絶が「ゲルマン化政策」へ機能転換させられたか、という点である。⁵⁹

(2) 第2節「ライヒ、ベーメン・メーレンとオランダ経済の編入」

ここでは保護領及び占領国とライヒとの関係が取り上げられるが、その前にズデーテンラントとベーメン・メーレン保護領におけるそれとの相違が述べられている。このため、まずこちらについて触れておく。前者ではドイツ語を使用する住民が多数であるため、ライヒの構成部分として法律・行政・経済システムが統合された。これに対しチェコ系民族多数が居住するベーメンは保護領となり、特別な自律性は認められなかった。保護領では一人のチェコ人「大統領 (Staatpräsident)」と一つの独自政府が存在した。

他方被占領国家オランダは形式的には政治・行政・経済上の統合体として取り扱われたが、その占領管理機構には「ライヒ弁務官 (Reichskommissar)」であるアル

トゥル・ザイスーインクヴァルト (Arthur Seyß-Inquart) と4人の高等行政管理官 (Generalkommissar) が着任した。彼らが国外逃亡した政府に代わり、行政官庁を統括した。このためこの国はどっちつかずの中間的地位に貶められることになってしまった。またH. ゲーリングが自ら指導した保護領下へ経済を包摂する試みは、ベーメン・メーレンのライヒ保護管 (Reichsprotector) であるコンスタンツィン・フォン・ノイラート (Konstanzin von Neurath) が遂行することになった。これはライヒ上級当局である後者に対し、直接指示を出すべきではないという指令に基づくものであった。しかし、被占領国オランダのライヒ弁務官の経済管理に関する全権は、ゲーリングの四カ年計画当局により最初から制限されていた。

ところで、この章の著者たちはライヒ保護領経済で政策が強固に貫徹された根拠を、この地域のマクロ経済面と経済構造に求めるべきであるとする。「ライヒ保護官ノイラートが1940年に定式化したように、ナチス政権は『民族政策』の課題を『ドイツ民族による地域(ベーメン・メーレン)の充填』にある、と見ていた」。彼はこれをすべて成し遂げられなかったが、事実上の後継者であるラインハルト・ハイドリヒ (Reinhard Heydrich) がこれを継承した。この結果、チェコ社会は占領当初から激増したドイツ人の影響を受け、その経済が組み替えられたことを、保護領政府に強制され国家大統領となったハーハ (Hácha) の以下の記述で確認している。チェコ民族の運命は「保護ではなく破滅への道」へ向かっていると。⁶⁰

他方オランダでは、ユダヤ人に対する例外を除き、人種を根拠とした強制的な資産委譲は行われなかった。ユダヤ人を営業活動から排除したものの、多数派住民の経済的地位を強制的に保護するという点で、保護領とは違う別の結果をもたらした。なおベーメン・メ

ーレンでは銀行の産業経営に対する長期的な資本参加があり、銀行乗っ取りは同時に産業コンツェルン支配につながった。オランダではこのような資本結合はなく、またシェル、ユニリーバ、フィリップス等の国際コンツェルンの本店は占領前に既に国外へ移されていた。

この節の最後で、以下の指摘があり、付け加えておく。「ベーメン諸邦における統合度が明白に違う(高い—山口)他の根拠は、強い経済力を持つドイツ民族少数派が存在したことである。彼らは自明の情報、訓練された人材及び組織的・制度的ネットワークを利用することで、ナチス政府はこの助けを求めることができた。」⁶¹

(3) 第3節「ベーメン諸邦とオランダにおけるナチスの経済政策と諸銀行」

1938春にはまだ年大銀行のオーストリア進出に対する抵抗と同国経済・金融制度の編入の際のその業務形態・規模について、意見の相違があった。しかし同年秋にナチス政権がチェコスロヴァキアに注意を向ける段階になると、大銀行はナチスの帝国主義的行動の重要要素に転化した。また西欧における略奪の開始に伴い銀行の重要性が高まり、またドイツ「大経済圏」を構築する上でも、資本結合にいてその中心的役割は増加すると考えられた。ただし銀行と国家間に緊張関係がなくなったわけではなかった。ナチス政権が経済政策の明確なコンセプトを提示し、政府による経済拡張の中で銀行の地位を定め、業務戦略を指示するという状況にはなかった。ユダヤ人営業活動の根絶では、この経済地域へドイツ資本が進出する道を切り開きはしたものの、ライヒと保護領域間に存在する関税制限、清算システムは引き続き停滞したままであった。とりわけ軍需物資の供給が急がれていた。またユダヤ企業取得に必要とされる資金転送が喫緊の課題となった。ユダヤ人営業活動の

根絶に伴い、「優先された」ドイツ資本がベーメン・メーレンで支配的となった。しかし現地の銀行清算では、ドイツ人多数株所有者は資金転送上の困難を抱えていた。為替制限撤廃という銀行の最後の望みが、予想通り1940年初頭まで引き延ばされたためである。

これはライヒの空間的拡張に人材供給が追い付かず、経済省をはじめとする国家機関がその行政力を制限していたからであった。銀行は占領において、計画立案を審議・担当する部局であるライヒ保護官、資産局、商事裁判所、ライヒ経済省、ライヒ財務省、ライヒ信用制度監督局と関わらなければならなかった。これらの組織は諸経済グループと保安警察を通して情報を入手していた。このため資本参加をするための直接コストが増加した。さらに長期に及ぶ遅滞が生じた。コメルツ銀行がプラハの小銀行を獲得するのに何カ月も要したことは驚くべきことでなかった。⁶²

当初占領諸国ではナチスの経済政策と銀行政策が欠落していたため、まずドイツ経済と資本の利益を確保することが必要となった。次に現地銀行制度の将来像を確定することを迫られた。この二つの問題に関わった諸機関は、実際には別々の対応を取った。

ズデーテンラントではドイツ諸銀行、とりわけ三大銀行に対して現地地域銀行を設置させることが了解された。コメルツ銀行も独自戦略にもとづき、唯一の例外として新たに支店を設置することを認められた。

これに対し保護領の状況は複雑であった。ここでは現地のベーメン・エスコント銀行とベーメン・ウニオン銀行への資本参加をめぐり、ドイツ銀行とドレスデン銀行、ヘルマン・ゲーリング帝国工場の利害が入り乱れていたからである。1939年初めに妥協が成立し、プラハでは一つの株式銀行を設置することと、ドレスデン銀行とドイツ銀行がベーメン・エスコント銀行に対等の資本参加をすることが決められた。しかし苦勞して成立した

この合意も、保護領が成立した3月にライヒ経済省がベーメン・ウニオン銀行の設立に傾いたことから台無しとなり、ドイチェバンクがこの銀行の獲得に乗りだした。その結果ベーメン・エスコント銀行をドレスデン銀行が系列化することで落ち着いた。この経過について、筆者(山口)も別の論稿で既にふれた。なおコメルツ銀行の場合には、1939年秋の時点でも当初の業務活動開始の目論見が破綻した。二大銀行以外に保護領での営業を保護国政府が認めなかったためであった。⁶³

他方オランダの状況は保護領とは全く異なるものであった。この地でドイツ資本は現地大銀行及び市場支配的な株式銀行に対し、敗戦まで大きな影響を及ぼすことがなかった。ただし保護領と異なり、ここでは個人銀行に対してその営業活動を広げることが要請された。また当初ドレスデン銀行役員カール・ゲッツは同行とドイツ銀行間でベルギーとオランダをそれぞれが受け持つことを提案し、当局も賛意を示していた。しかしドレスデン銀行取締役会はオランダでの営業をも主張した。また両行ともベルギーでの相手の優先権を認めたがらなかった。さらにベルリン商事銀行がアムステルダムの、またコメルツ銀行がロッテルダム現地銀行への資本参加を希望したため、当初のプランは破綻をきたすことになった。このため最終的にはワルター・フンクとその後継者ヒャルマール・シャハトが仲介に入り、自由競争に委ねるという単純な解決策を1940年10月に提示した。⁶⁴

最後にこの節の結論が述べられる。保護領におけるドイツ資本の快進撃の要因は、占領政府の政治経済政策、銀行合併とチェコ金融制度抑圧における国家の指導力発揮であった。またドイツ語使用ユダヤ人の影響を受けたチェコ大銀行がかつてより存在したこと等も加わった。しかしユダヤ人営業活動の根絶は、保護領での金融制度を立ち上げる際には重要な意味を持たされ、ドイツ金融機関が営

業活動を広げる根拠とされたのである。

これに対して、オランダ系大銀行に対するユダヤ人の資本持ち分は25銀行中のわずかな個人銀行3行に過ぎず、その重要性は認められなかった（M.M. ワルブルクのアムステルダム支店はハンブルク本店が、フーゴ商事銀行はコメルツ銀行が、ドイツ労働銀行オランダ子会社はリップマン&ローゼンタール商會が吸収した）。⁶⁵

（4）第4節「資本結合手段としてのユダヤ人営業活動の根絶」

この節の書き出しでは、まず以下のことが指摘されている。占領初期にはナチスの経済政策は明確な輪郭を持っていなかった。経済分野では以下の点が計算に入れられ、全関与者に明らかされた。すなわちユダヤ人営業活動の根絶、及びこれと並行するユダヤ人企業所有の非ユダヤ人への委譲である。ただし、1937/38年にライヒ本国において急展開した反ユダヤ主義が、領土拡張目的との関連で既侵略領域とこれから侵略する領域で実行されるかどうか、当初ははっきりしていなかった。このため経済担当機関、銀行はライヒにおけるのと同様の事態を予想できたものの、その過程がどういう形を取るか—拡張初期には—正確には知らされていなかった。

またズデーテンラントで先行した事態が、新占領域においてユダヤ人営業活動根絶の基準となるのかも不明であった。ただズデーテンラントで11月に行われたポグロム（集団的迫害・虐殺）で明確になったことは、占領域でも反ユダヤ主義的対応が一定程度、住民層の同意とラディカルなグループの行動により支持されていたことである。ライヒから官吏が多数送り込まれたことで、ドイツの法律と管理機構が導入され、ユダヤ人の営業活動の根絶に向け必要な諸規定と制度的枠組みが一夜にして創出されることになった。ドイツ資本の流入もこれを促進した。

以上のことからドイツ人居住地領域を超える領土拡張に伴い、ナチス体制は反ユダヤ主義的政策を外国地域において遂行するという、それまで未知の問題に直面することになった。このために、ドイツ人住民が多数派ではない保護領が一つのテストケースとされた。

まず1939年3月25日に国家委員（次官）のウィルヘルム・シュトユカルト（Staatssekretär Hans Stuckart）が、保護領でのユダヤ人問題は保護領政府自らが展開すべきであるというヒトラーの指示を伝えた。これに対して、ユダヤ人の地位のチェコ人化を心配したライヒ経済省高等担当官のハンス・カール（Generalreferent im Reichswirtschaftsministerium, Hans Karl）が、3月末にユダヤ人所有に関するあらゆる認可について、占領軍当局の権限を新たにすることを強調した。この管轄権をめぐる闘争と複雑な諸規定はライヒ保護官により同年6月21日に終止符が打たれた。保護領におけるユダヤ人政策はドイツ政府とドイツの規則に委ねられ、地域の特殊性を受け入れないことにしたのである。これによりライヒ高等担当官が執行権限を持つこととされた。⁶⁶

他方オランダにおいては当初ばらばらであったユダヤ人営業活動の排除は、ドイツの規定にもとづく占領行政に委ねられた。これを推進する権限を要求したのは金融経済担当の高等行政管理官ハンス・フィシュベク（Generalkommissar für Finanz und Wirtschaft, Hans Fischböck）であり、オランダ人担当官と作業を開始した。後者は極力非ユダヤ系オランダ人の影響力を及ぼそうとした。そしてこの時期ライヒ担当官の政策目標は、可能な限りオランダ人の自主的協力を確保することであった。

しかしこの方針は国内治安に責任を負う高等行政管理官（Generalkommissar für innere Sicherheit）及び親衛隊・警察高級指揮官（Höhrere SS- und Polizeiführer（HSSPF））

との間で軋轢を生じさせることになった。この SS と市民管理局の間の衝突は、誰がユダヤ人の経済活動排除を組織し指導するかをめぐる問題で、1941年春にピークに達した。親衛隊・警察高級指揮官ハンス・アルビン・ラウター (Hans Albin Rauter) が経済・金融経済担当上級管理官への全権付与の指令を受け入れようとしなかったからであった。彼は1941年4月18日に行政・司法担当の高等行政管理官ヴィマ (Generalkommissar für Verwaltung und Justiz, Wimmer) へ、保安警察指揮官 (Befehlshaber der Sicherheitspolizei, BDS) が準備中の一つの指令案を送り付けた。これは「ユダヤ人国外移住本部 (Zentralstelle für jüdische Wuswanderung)」の設置に向けたものである。このため同年5月19日にオーストリア人オランダ担当弁務官ザイス-インクヴァルト (Reichskommissar, Seyß-Inquart) がこの管轄権限をめぐる問題に介入した。その結果占領当局関係の代表者たちがライヒ弁務官指導下で会議を開き、ザイス-インクヴァルトがユダヤ人問題の「最終解決のための金融」に使用するユダヤ人資産を集結する計画を保安警察指揮官に認めつつ、その実行については経済金融担当官へ移譲することを周知させた。収奪資産からの収益を、オランダ在住ユダヤ人が国外移住する際に融資する財団に振り向け、保安警察がその経済検査局企画会議に代表を派遣することで、この問題は決着した。なおこの会議にはドイツ人関係者の他にオランダ民族社会主義運動 (National-Socialistischebewegung, NSB) 関係者も招待されたが、それはオランダ人志願者の政治的尽力ふりと経済的能力を検査するためであったという。⁶⁷

以上のようにパーメン・メーレン保護領とオランダでは対応する占領政策に違いがあったが、ユダヤ人営業活動の根絶はドイツ・ライヒを上回る速度で進行したことが説明され

ている。ただし場合によっては遅れることもあった。その原因は、認可や価格をめぐる秘密警察、党機関、経済グループ間の管理機構に問題があり、関係者の利害が衝突したことが挙げられている。この点についての詳細は省く。

この節の終わりに当たり、著者たちはユダヤ人営業活動の根絶に対する多数派住民の関与という点で、保護領とオランダでは相違があったことを指摘している。まず前者においてユダヤ人資産の帰属はドイツ人に対してもチェコ人に対しても同様の扱いとすることを公的に表明していた。それにもかかわらず、「実際にどの程度占領軍当局がチェコ人のこの申請に応じたかは知られていない」とまとめている。これに対し、オランダでは1942年初頭に6,050万 hfl. (オランダギルダー/フローリアン) の資産を持つ400社がオランダ人により取得され、他方ドイツ人の手に移譲されたのは103,000万 hfl., 340社であった。これらは軍事的には重要ではない小売り、卸売り企業であったことを、マルチン・ボルマン宛てのザイス-インクヴァルトの書簡から読み取っている。⁶⁸

(5) 第5節「ユダヤ人営業活動の根絶とコメルツ銀行の関与」

この節では、コメルツ銀行が保護領とオランダでユダヤ人経済活動の根絶を行った個別事例について述べられている。最初にドイツ大銀行の関与は基本的に二つの側面をもっていったことである。一面では自己計算によるユダヤ人企業の吸収は、一つの銀行所在地における独自契約の締結と強化に役に立つ。他面で、これは銀行顧客に対する企業吸収の仲介に諸銀行が関与する出発点となる。⁶⁹

コメルツ銀行は、旧ライヒにおける「非アーリア人」金融機関の吸収に関しては、リスク意識を特に強く持って対応し、ユダヤ人のアルンホルト兄弟銀行商会 (Bankhaus Gbr.

Arnhold) に関するドレスデン銀行の仲介を引き受けることに失敗した。またヴァルブルク商会 (M.M.Warburg & Co.) の仲介の元で1935年6月に買い取られた買取取引で失敗した原因は、コメルツ銀行の一時的阻止工作のためではなかった。主としてこの業務担当者取引に不可欠な迅速性と洗練が欠けていたためであった。また同行は1938/39年にドイツ銀行とドレスデン銀行とは異なる戦略に従い、ズデーテンラントに独自支店を設置した。しかしこの地の金融経済からユダヤ人・チェコ人の影響を排除することに直接関与することはなかった。また1940年フーゴ・カウフマン銀行 (Hugo Kaufmann & Co's Bank) の事例が紹介される。この銀行とコメルツ銀行間では1923年から1935年まで取引関係にあり、当初は銀行業務を自由な合意で吸収することが考えられていた。しかし1940年12月末に同行はこの取引を失敗と見なした。その事情を金融経済担当官へ説明する文書がベルリン国立文書館に残されている。この取引契約が日の目を見なかったのは、取引契約がユダヤ人取締役を国外移住させる努力をすることを予定していないためである。ちなみに1933年までコメルツ銀行役員であり、それに該当したルードビヒ・ベルリナー (Ludwig Berliner) とフーゴ・カウフマンは1942年に7月31日にアウシュウィッツへ強制連行され、8月15日にそこで殺害されてしまったからである。

しかし1941年以降になると、同行の立場は変化していった。この年の秋にはベーメン産業銀行 (Böhmische Industrialbank) に対する株式取得が行われた。1943年5月になるとコメルツ銀行はこのチェコ銀行株の13%を持ち、12月には31%まで増加させた。同様に1941年末のプラハ産業銀行 (Prager Industrialbank) の株式取得も順調に進められた。

次に本国と同様にコメルツ銀行は占領下の

保護領とオランダにおいて、同行顧客によるユダヤ人企業の取得を準備し、またこれに付き添った。とりわけオランダにおいて同行がこの仲介業務に関与したことを、著者は強調する。1941年初めの経済非ユダヤ化指令にもとづく作業開始直後にアムステルダムとハーグ (Den Haag) の銀行センターに子会社レイン商社 (Rijnsche Handelsmaatschappij) を設置し、直ちに社内報でオランダにおけるユダヤ企業譲渡物件を積み上げた。しかしフーゴ・カウフマン社、アルベルト・バリ (Albert Bary) をめぐっては、ドイツ銀行とドレスデン銀行との角逐の中で、ザイス・インクヴァルトの仲介を受けつつ進められた。さらにユダヤ系第百貨店コンツェルンのバイエンコルフ (Bijenkorf) 争奪も絡み、事情はかなり錯綜した。事態は相当複雑であり、詳細は本稿では省略する。⁷⁰

そしてこの節の結論として、以下のように述べている。「ユダヤ企業の吸収合併をコメルツ銀行が準備していた背景から見て、同行が資産剥奪に積極的に協力したことは驚くべきことではない」と。ただし1942年後半からユダヤ人の経済活動からの排除に遅ればせながら乗りだしたこと、またユダヤ人の株式所有を活用することが1941年初めに先鋭化した。ただし1942年末にはその移譲分の残余があり、同行がこの業務をどの程度達成したかは不明であることも指摘されている。⁷¹

なお同行は保護領での業務開始時に3250件のユダヤ人の主要コンツェルン株、またその後押収した1000件を明示しているが、これらは資産管理当局保管下のベーメン産業銀行と弾薬工場ゼレリ・ベロット (Sellier & Bellot) の株式であった。戦後、同行はこれらが「純粋な証券業務」の取引であったと主張したが、著者たちはその大部分がユダヤ人から押収した株であったと見なしている。また1943年秋のバランスシートで損失を出したことになっているものの、この取引で同行

は最大利潤を目指したことは間違いないであろうとみている。ただしその後の経過の中で、同行がこの取引に対する関心を次第に失っていったことが付け加えられている。⁷²

(6) 「結」について

この節ではコメルツ銀行のナチス期の国外業務の特徴を、他の二大信用銀行との比較で明らかにすることに、焦点が当てられている。また保護領とオランダでの同行の活動が異なっていたことについても言及される。

第一の点について見ると、ユダヤ人営業活動の根絶を通常業務として行った点では他行と共通していた。ただし、国外進出という点では他の二行に比べ明らかに遅れていた。このことについて著者は以下の様に表現している。「コメルツ銀行は競争するベルリン二大銀行が除外した営業政策に従った結果、『アーリア化』業務では後方戦列にいた」と。原因は同行がこの業務を高リスクと評価し、当初は条件付きでしか参加せず、ライヒ当局も国外営業機関として認めていなかったほどであった。⁷³

しかし1940年に入り状況は一変する。コメルツ銀行はオランダ及び保護領を足場に、バルト三国、バルカンへの進出を目論むようになった。しかも支店設置だけではなく、現地金融機関の買収、資本参加を業務上の地位拡大手段として考え、実施に移した。その原因は本国における信用業務が縮小し、国外業務を拡張することが死活問題となったためである。欧州大経済圏構想を目指す当局がこの方向へ向かうよう圧力をかけたことも作用した。また銀行も顧客の活動に応じ、地理的付随を図らなければならない事情もあった。

第二の点に関して。まずズデーテンラントで支店を新設したものの、人的・経験上の問題で十分な成果は出せなかった。また保護領においてチェコ系大銀行へ資本参加したが、ユダヤ人営業活動の排除と大規模「ゲルマン

化」において、他の二大信用銀行と比較した遅れを取り戻すことはできなかった。

しかしオランダでは、この業務が重要部分を構成し、「ユダヤ人の営業活動の根絶にコメルツ銀行は大きな役割を受け持ち、また積極的に活動した」。またローゼはアメリカ合衆国占領軍政府(OMGU)の以下の報告を取り上げている。「この銀行はオランダ企業の『アーリア化』契約を行うドイツ人側代理人とユダヤ人資産を欲しがめるコメルツ銀行顧客の間に立つ仲介者として、特に積極的であった。」⁷⁴

これに対してペーメン諸州では現象はより好都合に見えるが、それは1947年にチェコスロヴァキア機関が1947年にOMGUS調査官に対し以下のように報告しているためである。「コメルツ銀行の代理人であったハーフンブレドゥル博士(Dr.Hfenbrädl)とマルクス博士(Dr.Marx)はチェコスロヴァキアでの利害浸透において通常のナチスの諸手段を行使していない」というものである。このため著者は当時チェコスロヴァキアで支配的だった反独感情を鑑みると賞賛に値するとしている。⁷⁵アメリカ占領軍のコメルツ銀行に対する評価はドイツ銀行、ドレスデン銀行に対するものと異なり、かなり甘いものであったのではないかと筆者(山口)は考える。

最後に著者たちは、調査対象とした二つの領域におけるユダヤ人の営業活動の縮出しについて全体総括を、以下のように記述している。占領域に対する経済政策は、異なる諸要因を組み合わせることから生じた。その要因とは、ナチス権力機構内に存在した「管理の無秩序」からくる利害対立と「優先された」人種上の、領域圏に刻印された「民族」利害であった。これは、具体的には資産委譲に際して多数派住民がナチスの人種分類(Parameter)の中でどこに所属するかの違いである、と筆者(山口)は理解した。というのはチェコ人が「同等」見なされなかった

結果、経済的浸透はオランダにおいてよりも容赦なく行われたこと、逆にオランダ人は「同等」と見なされたため、チェコ以上に大規模に関わることが出来たこと、他方チェコ人は規模に関わらず一定の関与はすることが出来たことが指摘されているからである。

さらにこれらのことから、「アリア化」概念はその不条理が論証されことになったことが強調されている。というのは住民の「人種の立場」はオランダでは注目すべき影響を持たず、それは資産委譲が問題とされた企業はオランダ以上に、ペーメン領域で広範囲に存在したと。⁷⁶

以上、このような細かな分析は他の二大銀行、特にドイツ銀行自体が主導した研究では行われていないため、筆者にとっては非常に興味深く読むことができた。

8. 「ポーランドにおけるユダヤ人経済根絶への関与1939年－1945年」 (インゴ・ローゼ)

目次

1. 序
2. 1939年までのポーランドと自由都市ダントツィヒにおけるドイツ諸銀行
3. ドイツ・ライヒへ編入されたポーランド諸領域における諸銀行
4. 総督府におけるドイツ信用制度とユダヤ人
5. 結

(1) 「序」の概要

この第8章と次の第9章はインゴ・ローゼが執筆しているが、内容の複雑さに加え文章が難解であり、また結論を導くまでの論理展開が混み入っている。ここまでの論述では、各章の「序」と「結」を中心にして、その他の節の必要箇所を付け加えて紹介することで大意が把握できた。これに対し、この二章では「序」と「結」の部分のみでは全体像が見えてこない。したがってこれまでの章と同じ

方法では対応できず、この二つの章についてのみほぼ全節紹介とならざるを得ない。さらにポーランド問題の詳細について、筆者（山口）はこの小稿で初めて深入りすることになった。同国の歴史と言語についての学習及び土地勘がほとんどないまま、取り組まざるを得なかった。地名については、関連書籍の目次、独語・波語共通名、及び引用資料名を除き、括弧を用いて独語名と波語名の双方を極力記入した。以上の理由により、ページ数が増えることを、あらかじめお断りしておく。

幸いドレスデン銀行に関するハーラルト・ウィクスフォースが編集した研究書『「第3帝国」下のドレスデン銀行』、第3巻第5章「欧州におけるドレスデン銀行の拡張」がほぼ同時期に書かれ、ここで扱う内容と共通するテーマを取り上げている。⁷⁷このドレスデン銀行についての分析はかなりの長文であるが、文章が平易な上に結論が明快で、読み取ることが比較的容易である。またドレスデン銀行と同行が競争相手と見なしたドイツ銀行の分析と、コメルツ銀行に関する記述もある。このため以下の目次、特に5. 9. 13. の小活部分を中心に参照しながら、拙稿を進めていく。そこでまずこの著作第3巻第V章「占領ポーランドのドレスデン銀行と子会社」の目次を、以下に掲げておくこととする。

1. オーバーシュレージェンへのドレスデン銀行の進出
2. オーバーシュレージェン・モンタン（鉱山製鉄）業の「再編」とドレスデン銀行
3. オーバーシュレージェンにおけるドレスデン銀行の営業
4. オーバーシュレージェンにおける「ゲルマン化」と「アリア化」
5. 小結：オーバーシュレージェンにおけるドレスデン銀行
6. ヴァルテガウとダンツィヒ（波語名グダンスク）・西プロイセンにおける拡張
7. ヴァルテガウとダンツィヒ・西プロイセ

ンにおける営業

8. ポーランド人・ユダヤ人・外国人所有企業の有効活用
9. 小活：ヴァルテガウとダンツィヒ・西プロイセンにおけるドレスデン銀行
10. 総督府におけるコメルツィアル銀行 (Kommerzialbank) と信用経済の再編
11. コメルツィアル銀行の業務
12. 支配機構との協力
13. 小結
14. 占領下ポーランドにおけるユダヤ人絶滅

まずローゼの序の紹介から始めていきたい。ローゼは同じくナチズムが支配することになった領域であるが、第二次世界大戦前の支配領域（オーストリア、チェコスロヴァキア）と開戦後のポーランド領域では事態が異なることを指摘している。後者では国家と市民への資産に対する攻撃が政治的攻撃と合わせ過激化し、他領域とは比較にならない速度で適用された。またナチスのポーランド占領政策は、作戦行動開始から市民層に向けて宣告された殺人予告を伴い、ポーランド・ユダヤ人に対する迫害は1941年から体系的な肉体的根絶（抹殺）へと変化したことが重要である。

この点についてローゼは、1990年代半ばに刊行されたゲッツ・アリィ (Götz Aly) 等の歴史分析研究を紹介している。この中でポーランド・ユダヤ人を大規模な困窮へ追い込むことが、結果としてショア(ジェノサイド)を発生させる重要なメルクマールとなったこと。またナチス組織による金塊や他の資産の略奪、為替を通して占領諸国からライヒスバンクや信用機関金庫へ資産を転送させ、ナチス戦争犯罪と「経済合理性」が結合したこと等が解説されていると。⁷⁸

以上の点を踏まえてローゼは以下の事項への回答を求める形で、問題提起をしている。「金融機関－ポーランドに支店を置いていたベルリン大銀行－のこのプロセスへの関与は

いかなるものであったのか、(中略)銀行はいかなる戦略に従い、どの程度の裁量権を持ち、いかにしてポーランドの経済政策との関連で国家と党組織の目的と手段に関わったのか？」さらに旧ライヒ領域とかなり異なり、ドイツ占領下のポーランドは特別立法下に置かれたため、この地の金融・信用制度を見なければならぬと考えた。ただし、「1939年から1945年のポーランドの金融制度についての論文はポーランド側からは未刊行であり、欠落状態にある」ことから、この解明を自分のテーマとしたのであった。⁷⁹

なおローゼは序の最後で、以下のテーゼ(仮定)から始めるとしている。「第一に、ポーランドのナチ党は最初からユダヤ系住民の完全な貧困化と搾取を目論んでいた」こと、第二に、この政策遂行に当たり国家当局と党機関が充分な管轄権を持っていたこと、さらにポーランドでは「アーリア化」という不十分な用語ではなく、適切な概念的枠組みを適用すべきことを提唱する。すなわち「資産の接収」、「没収」、「国会委員による管理」、「流動化」、また「信用機関の機会の利用」、「裁量権に対するリスク計算」等相互に関連する概念についてである。

特にローゼが同時代史の中で重視すべきと考えたのは、「ゲルマン化」の用語と概念の使用であった。これによって「ユダヤ人存在の根絶（抹殺）」、及び「ナチス諸機関及び当局の行動とプロジェクト」が全コンテキストの中で位置づけられる。また強制移住・植民という形態で西ポーランド領域をドイツ化し、残りの領域（総督府）を入植地、安価な労働力供給地として利用しようとしたことが明白となる。

(2) 第2節「1939年までのポーランドと自由都市ダンツィヒにおけるドイツ諸銀行」
まず1939年秋までのドイツ諸銀行のポーランド領域での活動が紹介される。すでに

ドイツが影響を及ぼしたのはシュレージェン、特に工業地帯であるオーバーシュレージェンであった。1920年代ジュネーブ協定でドイツ銀行、ディスコント銀行(Disconto-Gesellschaft)とドレスデン銀行が重要な役割を果たしていた。同地の鉱山・製鉄業資本の80%が外資によるものであり、その半分はベルリン大信用銀行のものであった。1930年代にはドイツ銀行とドレスデン銀行がカトヴィッツ(カトヴィツェ)で営業していたが、後者はその後前者との競争に敗れ撤退し、ポーゼン(ポズナン)へ営業の重点を移した。コメルツ銀行の場合には大戦間にはポーランド第二共和国内に支店を有せず、ダンツィヒ(グダンスク)、ブレスラウ(ブロッワフ)支店等を通して活動していた。この点で、他の大銀行二行に比べ明らかに遅れていた。

ところで自由都市ダンツィヒは1919年のベルサイユ条約で国際連盟の監視下に置かれた。産業はほぼ100%がユダヤ人資本であることを、ローゼが紹介している。しかしこれらは1938年から非ユダヤ人所有へ移譲されていく。これを主導したのはウィーン、プラハ、ベルリンの「ユダヤ人移住本部(Zentralstelle für jüdische Auswanderung)」と並び、1939年1月に設置された「経済アリア化推進本部(Zentralstelle zur Durchführung der Arisierung der Wirtschaft)」であった。同年3月3日の「ユダヤ人移住の要請と実行指令」は残留ユダヤ人資産からなるファンドを組成し、全ダンツィヒ・ユダヤ人の移住と社会厚生に要する費用を手当てするように定めた。しかし、このための大規模資金融資を含めた民間信用機関の仲介活動は、1939年秋にダンツィヒ—西プロイセン・ライヒスガウの設置後は無用とされた。このようなダンツィヒの経済状態について、ローゼはワルシャワ公文書館 Archivum Akt Nowych, Warszawa, AAN)、グダンスク国立文書館(Archiwum Państwowe w Gdańsk,

APG)資料と自由都市ダンツィヒ法律雑誌(Gesetzblatt der Freien Stadt Danzig)、コメルツ銀行歴史文書館等の資料を用いて紹介する。そしてドイツのポーランド政策が1938年末から1939年にかけて激変したことを、特に強調する。⁸⁰

なお以上の諸点については、ドレスデン銀行研究でもかなりのページが割かれている。「2. オーバーシュレージェン・モンタン(鉱山製鉄)業の「再編」とドレスデン銀行」で、オーバーシュレージェン地域の重要性について以下のように記述がある。「ルール地域と並びオーバーシュレージェンはドイツ・ライヒ重工業の中心地であった。第一次世界大戦の前年に全ドイツ石炭需要の23%、鉄生産の6.5%、粗重鉛産出の約60%を賄っていた」。このモンタン大企業はオーバーシュレージェンの大土地所有帰属の手中にあった。第一次世界大戦後には利益共同体である新たなモンタン複合企業、カトヴィッツ(カトヴィツェ)鉱山製鉄会社と統合王立・ラウラ製鉄から成るIGへ再編され、ドレスデン銀行カトヴィッツ支店の最重要顧客であったと説明されている。⁸¹

しかしこのようなドレスデン銀行の優位性は、1939年ドイツの東部オーバーシュレージェン襲撃とライヒ領域への編入に伴い激変した。ヘルマン・ゲーリング四カ年計画を適用した帝国工場の進出、信託公社の設立、ライヒ経済省、ライヒ信用制度管理官による指導権の確立、オーバーシュレージェンにおける信用制度の改組が次々と進行した。この中で次第にドイツ銀行が強力な経営力を武器にそのネットワークを広げ、ドレスデン銀行はしだいに競争上の優位性を失っていった。

ドイツ銀行に対する敗退の原因は、ドレスデン銀行研究「5. 小結：オーバーシュレージェンにおけるドレスデン銀行」で、以下のように説明される。「ベルリン・マウアー通りの銀行(ドイツ銀行本店—山口)はベルリ

ン当局の要請を成し遂げることを、ドレスデン銀行よりも巧みに理解した。(中略) また同行は政治的利益ネットワークの形成とナチス支配機構諸機関との接触において、ドレスデン銀行よりも習熟していた。」この結果、ドイツ銀行が軍需経済に対する主要な銀行結合を形成し、「これに伴いドレスデン銀行は余計な存在となってしまった。」この結果ドレスデン銀行は営業重点を、オーバーシュレージェン以外の他ポーランド領域へ移さざるを得なくなった。⁸²

(3) 第3節「ドイツ・ライヒへ編入されたポーランド諸領域における諸銀行」

ローゼが扱うこの節は、この章の半分以上のページが割かれている。また小項目に分割されていない。このため筆者はその内容から便宜的に大きく以下の三つに分けて、以下の叙述を紹介する。(以下①から③の項目見出しは、便宜的に筆者が付した。)

①ポーランドのドイツ・ライヒへの編入と信改革用制度

ポーランド襲撃から開始された第二次世界大戦でポーランド指導者層と知識人の抹殺が体系的に行われ、一般人も犠牲となった。またポーランドにおけるユダヤ人は、ナチスのユダヤ人政策(資産没収、強制移住、ゲットー収容)の遂行に伴い、夥しい人数が抹殺された。まず、この経過が述べられる。

最初に1939年8月31日に限定されたポーランドの領土と住民数が説明される。ドイツ・ライヒ支配領域は18万8千平方キロメートル四方、住民数2210万人。このうち9万3千平方キロメートル、住民数1060万人が併合されて、9万5千平方キロメートル、住民数1150~1200万人がポーランド総督府(Generalgouvernement für die besetzten Polinischen Gebiete)を形成した。これに対しソ連邦側によるポーランド第二共和政によ

り、20万1千平方キロメートル、1320万人が占領され、後に白ロシア・ウクライナ・ソ連共和国とされた。ドイツ支配領域では1939年秋に、約168万1千人のユダヤ人が最低存在したとされ、いくつかの管理地域に分割された。それはガリツィエン(ガリツィア)を除く総督府(編入領域からの強制移住の開始前)で115万人、ツィヘナウ政府区域で約8万人、カトヴィッツ政府区域で7~8万人、ライヒスガウ・ヴァルテラント(以下ヴァルテガウと表記)で約38万5千人(推計では43万5千人)、うちウッチ(独語名リッツマンシュタット)だけで23万3千人、さらにダンツィヒー西プロイセン・ガウで1300~1800人であった。⁸³

最初の数週間から数カ月間は、政策目標の他、その実行に必要とされた管轄機関及び資源に関して、不鮮明な状況が続いた。これはSS全国指導者(RFSS)ハインリヒ・ヒムラー指導下の国家保安本部(RSHA)組織が強力な権力増強を求めたために、潜在的縄張り争いが顕在化したことをローゼは紹介する。1939年10月7日にヒムラーは総督命令で「民族性強化帝国委員(RKF)」に任命された。その使命は「本国へ最終帰国すべき本国並びに民族ドイツ人」を帰還させること、および「異民族の有害な影響」を遮断することであり、「ユダヤ人政策と東部移住計画が密接に結合し、住民削減(絶滅)と新たな入植はポーランドにおけるナチス占領政策の核心であった。」このため迅速な強制移住と摩擦の無いユダヤ人企業の吸収計画が追求された。また国家保安本部による遠大なユダヤ人強制収容所封じ込めは、膨大な規模での入植計画に対応し、その相互作用が両者の推進力を生んだ、とローゼは指摘する。⁸⁴

問題は11月9日に70万の住民層を持つリッツマンシュタット地域が、ヴァルテガウに編入されたことだった。これはこの地域の繊維産業に目を付けた四カ年計画担当官ヘルマ

ン・ゲーリングの主導権で行われた。このように1939年末においても併合領域と総督府の境界は一度たりとも確定的ではなく、混乱を極めた。このため業務拡張を狙う企業と信用機関に対して、業務を遂行する保証が与えられなかった。

ところで独ソ領域確定前後からポーランド占領政策を左右したのは軍司令官であり、市民管理局担当官（Chef der Zivilverwaltung CdZ）を通して金融機関に対する方針決定に影響を与えた。当地の信用部門全体がポーランド壊滅後にはほぼ機能停止状態に追い込まれていた。このためその場しのぎで設置されたライヒ金融公庫が緊急課題に手を付けた。まず1939年11月22日指令で、1ライヒスマルクと2ズロティとの交換比率を相場外で決定し、公的・軍需目的での事前融資（10RMの信用枠）と一般信用保証（2億 RM）を与えた。またユダヤ人は資産凍結により、その移転、売却、貸借、贈与が禁止され、一人最大50RM以下の預金、150RM以下の現金所有に限定された。

軍事占領の最初は国家機関と民間企業の差は重要ではなかった。特に工業地帯の東部オーバーシュレーゼンでは特殊事情があり、カトヴィッツ政府領における経済活動を再開するため、ライヒ経済省はドイツ銀行に2千万 RM、ドレスデン銀行に対し1千万 RMの信用保証を与えた。ただし、進出が遅れたコメルツ銀行はこの恩恵にあずかれなかった。⁸⁵

他方ポーゼン（ポズナン）では、市民管理局担当官が別の手続きを適用した。ここでは為替と支払い義務付き預金はダンツィヒ株式銀行（Dabnziger Privat-Actien-Bank）か、商工業銀行（Bank für Handel und Gewerbe）、後にドレスデン銀行の支店となる東部銀行（Ostbank）、あるいは州立信用協同組合というポーゼンに立地したドイツ民族信用機関へ提供されなければならないとされた。また

この地域では1939年10月までに1700万ズロティの預金と為替が流入し、この結果東部銀行（ドレスデン銀行子会社）とナチス管理局との結合は最高度のものとなった。さらにポーゼン親衛隊・高級警察指揮官ウィルヘルム・コペ（Höherer SS- und Polizeiführer（HSSPF） in Posen, Wilhelm Koppe）の秘密指令により、年末から2月までに20万人のポーランド人とユダヤ人をヴァルテガウから総督府の強制収容所へ移送することが発令された。この実施に伴い約8万8千人が強制移送させられ、押収した資産（現・預金、未回収資金）は「上級市長と郡長の委託で」、ポーゼン商工業内の「ライヒ国家維持目的」供託口座へ支払われた（金額は未記録）。⁸⁶

ところで、コメルツ銀行の現地支店設置は他の二大信用銀行に比較し出遅れていた。1939年12月になってやっと認可され、その後はカトヴィッツ（カトヴィツェ）、ソスノヴィッツ（ソスノビエツ）、ポーゼン（ポズナン）、ビーリッツ（ビエルスコ）、リッツマンシュタット（ウッチ）と続いた。ちなみにドイツ編入領域では1940年7月までに三大信用銀行・貯蓄銀行・信用協同組合以外に、以下の銀行が認可され営業を開始した。

- ・ポーゼン：ドイツ労働銀行、ドイツ交通銀行、東部銀行、東部ドイツ個人銀行、ヴァルテラント農業銀行
- ・リッツマンシュタット：ドイツ交通銀行
- ・カトヴィッツ：ドイツ労働銀行
- ・ダンツィヒ：東部ドイツ個人銀行、ドイツ労働銀行、ドイツ労働戦線（DAF）銀行

以上の銀行には経済目標と同時に入植政策上の境界が設定された。「信用経済はその活動において厳格な民族政策上の試行的・限定された規定に合わせなければならない。信用は受信者がドイツ化と建国課題の遂行者と認められる限り与えられる」という Bank-Archiv1940年に掲載された論文を引用している。⁸⁷これに応じて金融機関はこの地に定

住していたドイツ少数民族とこれから移住してくる富裕なライヒ・ドイツ人と民族ドイツ人に期待をかけた。ローゼは、ポーランドがドイツ民族「生活圏」に属し、この意味でこの領域支店と既存機関を以上の目的に沿って維持、再編する重要性を、当時のドレスデン銀行民族経済部門のパンフレットから紹介している。⁸⁸

なおポーゼンを中心とするヴァルテガウでは、オーバーシュレージェン領域とは異なり、ドレスデン銀行の競争力がドイツ銀行のそれを上回った。この原因は「ドレスデン銀行研究」の方に詳細な記述がある。それによると、信用経済のコントロールを当初ライヒ予算局の貨幣・金融・銀行制度管轄部門が掌握したが、後に新たに設置された部門が管轄するようになった。ポーゼンにおけるこの管轄官はフーゴ・ラツマン (Hugo Ratzmann) であった。彼は「若き野心的銀行家であり、(中略) ポーランドとバルト三国の銀行制度に精通した専門家、また出世階段を登るためのあらゆる機会を利用しようとするオポチュニストだった。ドレスデン銀行が彼をヴァルテガウとその周辺へ拡張する計画の同盟者としたことは確かであった。」合わせて1960年に撮られた写真も掲載され、その説明には、「ヴァルテガウ銀行監督局長、東部信託公社及びポーゼン信託公社社長 (Leiter der Bankaufsichtsstelle im Warthegau und Leiter der Haupttreuhandstelle Ost, Treuhandstelle Posen)」の肩書が付されている。⁸⁹

このようにドレスデン銀行は有利な状況下でこの領域の営業を開始した。しかしベルリン本店がその人員を東部銀行へ配置換えしたものの、業務展開自体は思うようにはならなかった。この点についてドレスデン銀行研究の「9、小活」では、以下のようにまとめられている。「ヴァルテガウとダンツィヒー西プロイセンの産業構造は農業中心であり、多様な産業への構造転換ができなかった。そ

もそもベルリン及びこの地域の支配機構である東部信託公社 (HTO) がそれを認めなかった。(中略) このため夢想していた業務収益を相殺するため、現地支配機構との強固な協力関係を築くこと以外に、ドレスデン銀行の収益機会は残されていなかった。東部銀行は徹底してこの機会を利用し、自ら進んでポーゼンのSS指導部、ライヒ予算局、SSテロ機構とその下部組織の銀行となった。ローゼは、「当局との協同作業による東部での営業拡大というドレスデン銀行の希望は満たされず、思い違いであったことが明らかとなった」、と解説している。⁹⁰

以上、ドレスデン研究のポイントを紹介したが、ここからは再びローゼの記述に戻る。

②東部信託公社 (HTO) の設置と金融機関

ヘルマン・ゲーリングは権力強化を図るため、1939年10月30日に東部領域における四カ年計画を導入する指令 (Verordnung) を出した。そして1939年11月1日付で「四カ年計画の業務機関として」東部信託公社 (HTO) ベルリン本店及びそのポーランド5支店を設置した。⁹¹この公社についてローゼは、「競争的な略奪品請求に対する国家の調整機関」と定義づけたヴェルナー・レールの論文を引用し、以下の説明を与える。「その使命はポーランド国家と国民の資産の管理、貨幣・金融制度の規制、『個別管理地域の経済指導体制への移行に必要とされるすべての経済政策』の指示と実行である。すなわちポーランド国家及び民間資産はドイツ・ライヒ当局に『信託』管理され、ポーランドの国家と市民の所有物件の処分は今後 HTO の認可に依存する。」⁹²

HTO 設置後すぐに、当地の諸銀行は自らの期待を裏切られたことを知るようになった。「アーリア化」業務は見通しが立たなかった。参加できないだけでなく、情報自体の入手が困難であった。このためユダヤ人

とポーランド人の経営・企業に対する信用業務は行き詰りを見せた。この事態を招いたのは、ポーランド領域の所有構造へナチスが直接干渉するための二つの指令であった。1940年1月の「ポーランド国家財産確保指令」と同年9月の「旧ポーランド国家所属既存資産の取り扱い指令（ポーランド財産指令 PolVermVO）」である。前者は債権、資本参加、法律、あらゆる種類の利害を含む旧ポーランド国家全資産を確保することを規定した。後者は第1章で、旧ポーランド国家所属者の資産を接収、国家行政管理、没収し、支配することを定めた。また第2章で民間資産の形式（法人、社団）ごとに接収される方法を規定した。またその1. では資産接収対象者を a) ユダヤ人、b) 逃亡者と不在者とした。またその2. で、対象物を公共目的、特にライヒ防衛またはドイツ民族安定化に必要とされる財産とした。

なおこの指令の特殊性は以下の点にある。「これはその効果が不明な処置を定めただけで、それぞれの処置は個別に指示されなければならなかった。閉鎖口座とユダヤ人振出し為替は、当局の意向でいつでも自由に処分することが認められた。しかも所有者名義は形式上変更されないままに置かれる。ポーランド住民がいわゆる新資産の合法的認可を望んだところで、HTO 側とのこの件での抗争がいかに困難であったかは明らかであった。それに加えて、ユダヤ人に関してはこの新資産自体が制限されていた。」さらに HTO の1941年1月31日付け月報1号には、以下の具体的な数字が書かれている。「接収物件から通常除かれるのは現・預金（銀行と貯蓄銀行）、1千 RM 以下の有価証券である。ポーランド在住ユダヤ人には通例この自由限度は保証されなかった。彼らにはこれがすでに利用され、各自に1千 RM が還元されたとみなされていたからである」と。⁹³

次にローゼは接収（Beschlagnahme）と没

収（Einzahlung）のちがいについて議論する。ここはやや複雑なため、長くなるがローゼの文章を引用する。「理論的には接収と国会委員管理者指令の没収は、形式上区別すべきものであった。口座封鎖を含む接収の場合には既存に所有権者は資産処分権を失うが、接収する信託当局の処分権を根拠づけることはない。行政管理上の指令は、既存の所有権者・所有者が処分権だけではなく管理権を与えられている場合でも、接収を超越することができる。これはポーランド・ユダヤ人の経営と申告義務付き財産の場合であった。（中略）資産の没収は、一定の形式や公示を必要とせず、公共目的やライヒ防衛上必要とされる限り、最終的な所有権変更の標識を付けていくのである。」⁹⁴

しかしこれらの区別はこじつけであり、実際には適用されなかったことが跡づけられている。ポーランド財産指令は発効前の現実に直面し、履行することは不可能であった。接収と没収の識別は幻想であり、「政治的理由から守るべき」任意規定が使用された。ちなみに1939年11月18日にヴァルテガウで布告された「ユダヤ人財産確保についての一般指令」で任（恣）意性が立法上導入され、12月初めにライヒ経済大臣の措置において既存の権利（法）から逸れることを可能としていた。

以上の接収・没収結果、各領域における HTO 管轄下の経営・企業数が紹介される（両者の区別は統計上不能）。ヴァルテガウでは25万社、その他に20万社の農業経営体が東部ドイツ農業有限会社の管轄下に入った。また全家屋所有が東部信託不動産有限会社（Grundstücksgesellschaft der HTO, GHTO）の特別管理会社に移譲された。カトヴィツェでは22万の対象物件中、826社の工業企業が狙われた。ダンツィヒー西プロイセン・ガウでは工業企業726社、商業企業3700社、手工業経営体11,000社であった。これに対し清算されたものは、オーバーシュレージェンだけ

で601金融機関と銀行支店、ヴァルテガウで522機関、このうち43件がユダヤ人のものと見なされた。1943年には編入領域で37国有銀行支店、63個人・株式銀行、213貯蓄銀行、954手工業・農業信用組合がHTOにより清算された。

ところで、行政的に管理された経営と企業は、当初は売却対象ではなかった。銀行は戦争初期にはこれら企業との業務関係、及び経営資金・投資に対する信用(融資)を望んだ。売却目的の信用(融資)を目指したのではない。さらに受信者としてすべての国家行政管理官(kommissarische Verwalter)が考慮された。1942年半ばになるとポーゼンでは信託公社の対象資料に登録された47,800社のうち11,600社が、オーバーシュレージェンでは27,714社中の5,436社が、国家行政管理下にあった。圧倒的部分はポーランド人所有下にあったが、合理化により活動停止か清算に追い込まれた。旧ライヒで実施された企業の「アーリア化」は、ポーランドでは完全国有化とそれに連結した民間売却として行われた。⁹⁵この点に、開戦前にドイツが進出した他の諸国における「アーリア化」の措置とはまったく異なり、「ゲルマン化」と表現される理由を鮮明に見て取ることができる。

信託経営上の信用需要についてHTOはライヒ側から3万5千RMの信用を受けていたが、これは利用されなかった。信託公社が押収企業の清算・売却益から金融機関に融資し、保証するシステムが1940年にいち早く機能していたからである。1940年3・4月発効の信用手続きでは、HTOは融資銀行に対し信用額の一定割合を—最低75%、その資産でしばしば100%まで保証した。後者は、実質上ライヒによる信用保証であり、金融機関にはリスクが発生しなくなった。ただし編入領域立地の金融機関にとってHTO信用が重要だったのは、単にリスクだけの問題ではない。国家行政担当管理下に置かれた経済部

門の企業がしばしば最重要企業であったためである。

そもそもHTOは占領開始局面で、法律적으로는見通しの立たない経済領域で最低保証を与えた。ドイツの金融機関は、HTOが業務上の指導権を握ろうとする状況に直面した。国家行政管理官が管理する経営の全口座名義をHTOが代表し、開戦前から現地で営業していた金融機関を減少させることをせずに、「疑わしい場合にも」これら機関を優遇することを重視した。このことをローゼはそのHTO月報から読み取っている。このHTOの独占的信用審査と信用認可手続きは、金融機関にとって利益は少ないものの、必要とされた信用審査作業と信用査察を取り除くことになった。もちろんこの方法に対して収益性と経営上の問題から批判的な声がないわけではなかった。⁹⁶

それ以降も、現地金融機関に対する信託管理の実際は以上の状況に背くことはなかった。ただしHTOは自ら自由に処分できる預金を使った独自の信用を金融機関に用立てることを拒むようになった。東部銀行を含め三大信用銀行支店は1940年半ばに、国家行政管理官が管理した当時のポーランド人とユダヤ人経営企業の1,100口座を持っていた。それは負債額92,599,500RM、預金額55,633,400RMで、負債過剰のオーバーシュレージェン工業に関連する数値である。銀行、貯蓄銀行、また地区(Bezirk)及び大管区(Gau)信用委員会の資料は以下のことを示している。HTO信用のほとんどは大銀行支店に対する平均的与信額のため、二義的な一時的利害であった。他方独自の信用業務は信用需要ないしは信用申請を自由に決定できる企業に向けられた。しかもそれはHTOが管理下に置いた企業を売却する方向へ移行する時点で。

ともかく、金融機関はある程度の目算をもって出発した。企業売却後もHTO従属下の

経営の銀行結合は変わらないため、HTO 業務の利幅の少なさには目をつぶり、国家行政管理官及び将来の所有者と接触を続けた。こうして銀行は1942年以降、HTO 傘下企業の買収もしくはいわゆる仕入れ残金に対する融資を強めた。これには、ローゼがコメルツ銀行文書館文書から引用している議論が伴った。「中期バランスシート、報告書、監査」という HTO 管理から完全に独立したいという議論である。非合法に行われた「ライヒ所有」からなる経営と企業に対する信用申請に関連していた。

しかしコメルツ銀行及び他の大銀行支店はある時点から、HTO 管理当局側からの売却に巻き込まれていく。それはユダヤ人前所有者の大部分が殺害されるか、ゲッターないし強制労働収容所に封じ込められた時点であった。金融機関は HTO による売却額決定において何の役割をも果たせなかった。

さらにドイツ金融機関とその従業員が自ら国家行政管理・清算人、すなわち「ライヒ会計人」として機能した分野があった。ポーランド及びユダヤ金融機関の清算業務である。しかも、その債権を銀行と貯蓄銀行は吸収できなかった。資産価値の清算をめぐる、これら編入領域におけるポーランド信用部門の資産額は、ほぼ2億 RM と確実に過小評価された。⁹⁷

最後にカトヴィッツ政府領域では一金融機関につき、さまざまな一般清算人が任命された。ヴァルテガウでは現地ドイツ金融機関が当てられ、その中で要な役割を演じたのはドレスデン銀行と東部銀行であった。ドイツ銀行は三部門の銀行清算を扱い、コメルツ銀行はリッツマンシュタットの二つのユダヤ人個人銀行商会と他の2行の支店の清算を担当した。⁹⁸

③ユダヤ人ゲッター封じ込めと預金没収に対する金融機関の関わり

次にローゼはユダヤ人預金の没収とゲッター収容関連についてのテーマ、特に工業都市リッツマンシュタットの事例を取り上げている。ここでは強制収容所移送に伴う預金没収に対し、ドイツの金融機関、特にドレスデン銀行はその業務準備を怠ることがなかった。

ちなみにリッツマンシュタットでは所有者が強制収容所へ移送されると、公的な没収 (Beschlagnahme) の前にただちに預金没収 (Einzziehung der jüdischen Gthaben) が行われた。特に1940年の春と初夏の16万人ユダヤ人用ゲッター建設と同時に、集中的に進められた。同年7月第1週だけでこの地の金融機関の2,200万 RM 以上の預金が HTO の側で没収された。この預金 (口座) は1939年に閉鎖され、そもそも所有者自身がすでに封じ込められていたため、有効利用される可能性があった。特に積極的に行動したのはコメルツ銀行とドレスデン銀行のリッツマンシュタット支店である。他の銀行と並び、総額で明らかにユダヤ人の所有物から1,000RM 以上「有効利用」をしたことを、ローゼはグダンスク国立文書館 (APG) の資料で確認している。またこの地のコメルツ銀行支店が収益を挙げえたのは、信託公社信託者のキルシュ (Kirsh) が同行を、清算から得られた貨幣の集積所として利用したからであった。このことを、ローゼがコメルツ銀行資料館文書から読み取っている。⁹⁹

なお生産的経営への移行という形でリッツマンシュタット・ゲッター史の転換を示すのが、1940年秋に300万 RM という額のユダヤ人評議会へ与えられた信用である (6カ月満期、4.5% 利子)。これはドイツ金融機関ではなく、リッツマンシュタット市所有下の市商品取引会社が保証する信用だった。なおこの会社にはドイツ信用協同組合を始め、多くの金融機関が資本参加していた。また「ゲッター管理部 (Getto-Verwaltung, GV)」は1940年10月21日にこの会社が上記の条件で

融資することを知っていた。実際1941年2月にGVに対して追加融資が行われ、返済されたのは1942年上半期だった。現地のナチス党はこのゲットー設置が一時的なものではなく、ユダヤ人を飢餓へ追い込むための戦略であるとの見解を持ち、貸付けはこのための要因だった。この結果16万人の人間が一時的に救済された。ただし、搾取の悲惨さを延長したものの、金融機関にとっては他の融資と変わることはなかったことが指摘されている。¹⁰⁰

さらにローゼは以下の二点について注意を促している。第一に、ユダヤ人に対する「迫害」とゲットーまたは総督府への立ち退き(Evakuierung)で果たした金融機関の役割が、決して付随的なものではなかったこと、またユダヤ人の強制労働を「労働を通した根絶」する目的へ突然変異させるナチスの試みのすべては、1942年夏以前に実施されていたことである。労働を通してユダヤ人の生存条件改善を説得しようとしたユダヤ人評議会の努力がリッツマンシュタットで失敗に終わったのは、強制労働とゲットー経営において経済上採算が取れないという理由ではなかった。現地 ゲットー当局は一つの暫定処置を見て迫りくる不可避な「最終解決」を洞察していた。このため彼らは必要とされる行動を取ることができなかった。このことを、1941年7月6日付けアドルフ・アイヒマン宛のポーゼン保安課報部指導者ロルフ・ハインツ・ヘプナー (Leiter des SD-Abschnittes Posen, Rolf-Heinz Höppner) の以下の手紙に見取っている。「この冬にユダヤ人全員に食べさせることができない恐れがあり」、(中略)「真剣に考慮しなければならないことは、ユダヤ人を労働力に使用できない場合、何らかの緊急の手段で処理することは道義的解決手段であるのかどうか」と。1941年秋にはヴァルテラントのユダヤ人殺害準備、ドイツ・ライヒと他諸国からのリッツマンシュタットへの

資産没収を伴う2万人の強制移送が同時進行した。そしてヘウムノ(独語名クルムホーフ)の絶滅工場では80人の保安警察特別行動隊(Sonderkommando der Sicherheits- und Schutzpolizei)により、1941年12月から1943年3カ月の間に三台の(移動式)ガス・トラックで同地ゲットーの全ユダヤ人が殺害された。¹⁰¹

次にローゼは金融機関の業務上のリスク評価とユダヤ人対処の問題に焦点を当てる。銀行とリッツマンシュタットのゲットー、強制労働企業との接点は数多くあった。この地のコメルツ銀行支店はこの一企業への当座貸し越し(20万RM超の白地信用)を行い、本店に対しこれを以下のように正当化していた。この企業は管理当局から短期期日の商品を提供され、同日決済されるため信用リスクは存在しないと。またリッツマンシュタットやヴァルテラントではゲットー自体が大企業、大顧客であったが故に、信用リスクは信用(審査)文書の中には浮上してこない。このため、ローゼはH. ジェイムズが「ウッチ・ゲットー住民の運命に関する文書上の指摘はなかった」と判断する際には、かなりの迷いがあったのではないかと推測している。また従業員数から見て、ベルリン大銀行、ウィーン・レンダー銀行、クレジットアンシュタルトの多くのユダヤ人年金生活者が1941年秋にこの収容所に見いだされ、ユダヤ人長老会が金融機関に年金支払いを続けるように骨を折っていた。

しかしヘウムノへの強制移送により、ユダヤ人が強制労働から離脱させられた企業は製造中止に追い込まれ、信用リスクが発生した。コメルツ銀行支店は本店に対し、ある企業が突然6万RM以上の債務超過をさせたことを、本店に報告しなければならなかった。「ユダヤ人に向けられた一回限りの政治的処置で、ユダヤ人はこの企業から姿を消した」(コメルツ銀行歴史文書館所蔵のリッツマンシュタ

ット支店から本店宛て書簡)と。その後本店はこの企業についてはリスクを取らずに、融資引き上げを主張するに至った。¹⁰²

以上でローゼはヴァルテガウに関する記述を終え、次に工業都市ソスノヴィッツを中心とした東部オーバーシュレージェン、カトヴィッツ地域の状況を扱う。その冒頭でカトヴィッツ政府区域では、金融機関の活動がユダヤ人の運命と多様な接点を持っていたことが指摘されている。ソスノヴィッツ市はアウシュヴィッツから40キロ離れていて、1942年にアウシュヴィッツ強制収容所の二つの副収容所、ユダヤ人居住区があり、1943年に2万人を収容する一つのゲットーが作られた。さらにここにはドレスデン銀行及びコメルツ銀行支店が置かれていた。

そして諸銀行は、オーバーシュレージェンでは、いわゆる「シュメルツ機関(Organisation Schmelt)」により推進されたナチスのユダヤ人政策に直接取り込まれた。1940年にコメルツ銀行ソスノヴィッツ支店は東部オーバーシュレージェンのユダヤ人文化共同体長老会指導者とメインバンク関係を持った。その口座には、カトヴィッツ信託公社や他の預金没収されたユダヤ人に対する依頼人の支援金が入金された。しかし遅くとも1941年にドレスデン銀行にこの業務を圧迫され、それ以降長老会責任者の口座はドレスデン銀行支店で開かれようになった。しかも秘密警察に対し、これに関する計算書の抜粋を毎月送付することになった。これはカトヴィツェ(カトヴィッツ)国立文書館(Archiwum Państwowe w katowicach, APK)の文書で残っていることを、ローゼが紹介している。¹⁰³

なお詳細な紹介は省略するが、ドレスデン銀行の側でも、ソスノヴィッツでシュレージェン・ユダヤ人の強制労働部隊の二つの側面(悲惨な労働と、安価な原料費・労働コスト)を見ていた。ユダヤ人文化共同体の口座の他、シュメルツ機関のメイン口座を扱って

いたためである。後者の口座には1942年に1,150万RM以上があり、さらに強制労働に従事した他の多くの企業の口座も置かれていた。この結果1942年に始まるユダヤ人強制移送と抹殺に伴う強制労働企業への融資(貸金支払いと事前貸付)で信用リスクは増加した。流動的貸付が半減し、1943年夏のこの地でのゲットー閉鎖とアウシュヴィッツへの強制移送で金融機関売上高の減少が明確になった。これを背景に、「オーバーシュレージェン金融機関従業員は、各支店の業務推移から得た知識と、シュレージェン・ユダヤ人のゲットー収容、強制労働、強制移送に対する個人的観察で得た知識を結合する誘因と具体的な手段を有していた」と、結論付けられている。¹⁰⁴

(4) 第4節「ドイツ信用制度と総督府のユダヤ人」

まず冒頭で、異民族の新旧ライヒ領からの排除、農業だけしかない総督府への移住というヒトラーとヒムラーの計画、ヒトラー指令による総督ハンス・フランク(Hans Frank)への管理責任付与について言及される。総督府では諸工業企業がドイツ編入領域へ移転させられた。銀行システムに関しても長期計画がなく、ポーランド金融機関がドイツ管理下に入ることだけが確定された。ドイツの金融機関は1939年秋にこの地での業務を検討し、顧客対象としたのが軍隊、警察、秘密警察(SS)、総督府政府、国有企業、信託企業、ライヒ・ドイツ人管理職員と民族ドイツ人であった。

ドイツ占領後数カ月で、総督府ユダヤ人住民に対する処置がとられた。これは3段階に分けられた生活破壊工作であり、それぞれの特色についてローゼは説明する。第一段階は開戦からゲットー設置までの数カ月間で、主要企業と不動産の接収、及びユダヤ人所有物の把握(Erfassung)が行われた。第二段

階は1942年春の体系的なユダヤ人殺害開始までで、接収規模はワルシャワ、クラクフ、ラドム、ルブリンでは比較にならない程大規模であったという。第三段階は「ラインハルト作戦」から終戦までで、破壊されたゲットーと強制収容所で殺害されたユダヤ人財産の「有効利用」と結合していた。¹⁰⁵以下ローゼの論文では分割されてはいないが、拙稿ではこれを上記の三段階の時期区分に分けて記述を進めていくことにする。(①から③の表題は筆者が便宜的に付けた。)

①総督府ユダヤ人に対する措置の第一段階

西部ポーランドと異なり総督府、特にクラクフには多数のユダヤ人が存在した。1939年9月半ば以降、外貨保護部隊が長期に活動する必要があった。またポーランド・ユダヤ人は工業、手工業に従事する自営業者ないし労働者であり、圧倒的多数は特別職に就く貧困層として扱われた。ドイツ軍の攻撃後、中央・東部に居住していたユダヤ人の困窮度は総督府の対応で増加した。また編入領域からの強制移住による人口増加により、さらに悪化した。住民への福祉は機能せず、国家年金受給者も追加支払いから除外された。総督府では1939年秋にユダヤ人の銀行口座が閉鎖され、一人週に250ズロティの使用が認められた。2000ズロティを超える金額は、預金払い込みが義務付けられた。1939年12月1日以降、総督フランクの最初の指令により労働義務が交付され、強制労働部隊が編成された。さらに1940年1月1日以降居住地変更は禁止され、最初のゲットーへの収容が開始された。このためクラクフに設置された銀行にとって、彼らは潜在的顧客の対象とはならなくなってしまった。¹⁰⁶

②1942年春の体系的なユダヤ人殺害開始までの第二段階

まずローゼは総督府における信用制度につ

いて解説する。貨幣・信用制度の整備が緊急課題となり、1939年12月にいわゆる「ポーランド証券発行銀行 (Emissionsbank in Poland)」が設置され、1940年4月に業務が開始された。ただし来見通しが立たず、またライヒスマルク通用領域との統合やポーランド発券銀行 (Polinische Notenbank) の復活も悲観的であった。逆にライヒスマルクから隔離された通貨領域とここで創られた債務清算システム (Clearingsystem) が、占領経費と本国への商品供給についての総督府の計算を容易にさせた。逆にこの清算機関設置は資本金転送を制限した。このためドイツの銀行によるポーランド人・ユダヤ人企業購入資金の総督府への転送は、大軍需企業の例外を除き困難となった。

この状況下でズロティは1940年8月に総督府の一般通貨となり、総督府はドイツ・ライヒとの関係において外国為替国となった。この結果ポーランド証券発行銀行が発券銀行となり、同時に信用市場における中央再割機関となった。それ以降銀行監督局の設立が続き、その指導者にライヒスバンク理事フリッツ・パーシュ (Fritz Paeshu) が任命された。彼は発券銀行責任者も兼ねた。

1939年には後の総督府となる領域でほぼ2000の金融機関が存在し、うち1360が農業信用協同組合であったが、3900は存続できなかった。他に国有銀行4行と並び、株式銀行14行、76の公法上の貯蓄銀行が営業していた。

1939年12月には77金融機関が支店を含め存続したが、11行は清算され、また99行は閉鎖に追い込まれた。個別銀行を見ると、ベルリン支店制大銀行三行がクラクフで異なる方法で、独自に営業していた。ドイツ銀行は1939年10月末/11月初めに支店を開設したが、1940年4月に姉妹行のクレジットアンシュタルトへ業務を移した。コメルツ銀行は1939年12月に、クラクフ支店を代理

店とした。これは1939年以前から立地し、ドレスデン銀行及びウィーン・レンダー銀行との合併を進めていたコメルチアル銀行 (Kommerzialbank A.G.) である。最後にドイツ労働銀行支店が1942年に加わった。¹⁰⁷

総督府の銀行職員 (Bankbeamten) は、大規模居住地で営業するユダヤ人抑圧政策から眼を逸らすことが出来なかった。対応として、金融機関はユダヤ人銀行、銀行商会、信用協同組合の閉鎖や清算に取り組んだ。この活動は、総督府における銀行監督局の支配的役割に対応していた。総督府は銀行外部の信託者に業務委託した。この件を立証するクラクフ国立文書館 (Archiwum Państwowe w Krakowie, APKr) とカトヴィツェ国立文書館 (Archiwum Państwowe w Katowicach, APK) の資料から、コメルチアル銀行の清算業務をローゼが紹介している。同行は1939年12月に「ユダヤ系」と格付けされた4銀行の清算を総督府から委託され、この作業をドレスデン銀行カトヴィツェ支店の法律顧問で元領域裁判官であった D. ハリー・フェーバ (D. Harry Feber) へ委任した。一般銀行協会窓口でクラクフ市場に対する営業住所を確保すること、およびこの都心の最良不動産をめぐる競争に参入することを狙った。この結果、同行は清算された一銀行から192,000RMの貨幣額とこれに関連した17新口座を吸収し、さらに一般吟子教会から168,000RMの現金現在高と161,000RMの79信用口座が移譲された。¹⁰⁸

以下、第二段階における銀行業務内容と取引相手が説明される。まずポーランド金融機関のうち存続した銀行と閉鎖された銀行を分けたのは「新旧業務の厳しい分離」原理であったことが指摘される。信託公社へ移譲された貨幣は封鎖され、新設支店の準備に用立てることはできなかった。このため、新たな企業を業務対象とすることが求められた。ドイツの銀行にとって有益だったのは、継続し

たポーランド貨幣機関と取引すること、しかもその所有が総督府以外の領域に属する場合であった。なお、1941年にいわゆる振替局が設置したワルシャワ・ゲットー内「ユダヤ人評議会とワルシャワ諸銀行との手形交換所 (Abrechnungsstelle)」へドイツの銀行は直接参加できなかった。しかしその業務構築には相当関わった。この点で、総督府の反ユダヤ人政策の恩恵を受けたことが指摘される。取引対象企業の規模については、1944年のルードウィッヒ・シュライバー (Ludwig Schreiber) 論文のデータが紹介されている。それによると開戦前にガリーツィエンを含む総督府領域で19万5千社あった商業企業数は1939年に11万2千社へ減少し、1943年には5万社 (約26%) が残存するのみとなった。これらユダヤ人商業企業の営業は、大銀行の営業外業務—総督府内住民への生活必需品の供給であった。またそれ以上に重要だったのは、ドイツ・ライヒへの輸出であった。多数のユダヤ人企業が清算された結果商業部門は再編され、これにドイツ卸売企業が早くから関心を持ち始めている。経済構造の根絶が銀行の業務目標ではないため、金融機関はこのような合理化と新規顧客に臨機応変に対応した。また農業センター (Landwirtschaftlich Zentralstelle LZ) が収穫物の集積と分配を引き受け、この領域における全ポーランドの農業信用協同組合制度を代行し、結果として占領時代を通じ、総督府最大の受信機関となった。¹⁰⁹

この他総督府におけるドイツの卸売企業や信託管理下にある新顧客との業務関係、新旧業務と戦前の債権・債務請求問題との関係にもローゼは言及しているが、これらについては省略する。ただ一般的に、現地支店はこれを本店よりも低く評価し、この点についてはワルシャワ新公文書館 (AAN) とクラクフ国立文書館 (APKr) の資料を用い以下の説明をしている。「総督府のドイツ金融機

関はある業務規定から隔てられていた。ライヒス・ドイツ支店では、流動性規定と高い現金在高位に表現される信用部門の不確実性が明白であるが、ここでの業務は成長無き顧客構造と不確実な情報と法律の状況、及び特に戦争の成り行きに直面し、『一か八かの一発勝負』となっている。」と。¹¹⁰

(以下次号)

⁵⁸ Chritoph Kreuzberger/Jaroslav Kučera, *Gerwerbetätigkeit in den böhmischen Ländern und den Niederlanden*, in: Ludolf Herbst/Thomas Weihe (Hrsg.), a.a.O., S.173. ここで取り上げられたアメリカ合衆国占領軍政府文書はコブレンツ連邦文書館所在の以下の文書である。OMGUS, *Militärregierung der vereinigten Staaten für Deutschland*, Finanzabt., *Sekt. Für Finanzielle Nachforschungen*, (Hg.), *Report on the Investigation of the Commerzbank*, September 1947, S.47.

及び新たな研究として、ルドルフ・ヘルプストのこの本の論文とベルンハルト・ローレンツの以下の論文を挙げている。Bernhard Lorenz, *die Commerzbank und die «Arisierung» im Altreich. Ein Vergleich der Netzwerkstrukturen Und handlungsspielräume von grossbanken in der NS-Zeit*, in: VfZ 50 (2002), S.237-268.

⁵⁹ Chritoph Kreuzberger/Jaroslav Kučera, a.a.O, S.174 - 176. なおこの二人の著者が依拠するとしたヒルベルクの著書は以下の通り。Raul Hilberg, *Die Vernichtung der europäische Juden*, Frankfurt/M, 1992, S.601.

⁶⁰ Ebenda, S.182. 及びローゼ稿脚注42。ノイラートからラマス (Lammas) 宛て書簡からの引用。

⁶¹ Ebenda, S.182f.

⁶² Ebenda, S.183-184.

⁶³ Ebenda, S.186 - 189. ベーメンにおけるドイツ銀行とドレスデン銀行については以下参照。拙稿, 「ユダヤ系資産の「アーリア化」に関する研究の進展—ハロルド・ジェイムズの「アーリア化」関連第二著作を中心として—(3)」, 『北星論集』第48巻第2号, 2009年3月, 97-98ページ。

⁶⁴ Chritoph Kreuzberger/Jaroslav Kučera, a.O, S.190f.

⁶⁵ Ebenda, S.193.

⁶⁶ Ebenda, S.197~200.

⁶⁷ Ebenda, S.201~203.

⁶⁸ Ebenda, S.208f.. 及びローゼ稿脚注175。

⁶⁹ Ebenda, S.209.

⁷⁰ Ebenda, S.210~215.

⁷¹ Ebenda, S.216.

⁷² Ebenda, S.217.

⁷³ Ebenda, S.218.

⁷⁴ Ebenda, S.221. なおローゼ稿脚注237で、以下のアメリカ合衆国占領軍文書が提示されている。BAK (Bundesarchiv Koblenz), Z 45 F 2/44-1, OMGUS, *Militärregierung der Vereinigten Staaten für Deutschland*, Finanzabt., *Sekt. Für Finanziellen Nachforschngen*, (Hg.), *Report on the Investigation of the Commerzbank*, Sptember 1947, S.53.

⁷⁵ Chritoph Kreuzberger/Jaroslav Kučera, a.a.O., S.221. 及びローゼ稿脚注238表示の以下のアメリカ合衆国占領軍政府調査報告書。OMGUS, Z, 45 F, Bd.44, Dok.66, *brief der chechoslovak Military Mission to the Allied Council for Germany an Chief of Finance Division der OMGUS*, vom 9.4.1947.

⁷⁶ Chritoph Kreuzberger/Jaroslav Kučera, a.O., S.221ff.

⁷⁷ Hrsg. Harald Wixforth, *Die Expansion der Dresdner Bank in Europa*, in: Hrg. Klaus-

- Dietmer Henke, Die Dresdner Bank im Dritten Reich, München 2006, Band 3.
 なおこの著作各巻の序論と結論部分については以下の拙稿でまとめた。「ナチス体制下のドレスナーバンク研究 – Llaus・D.Henke (Hrsg.) , Die Dresdner Bank im Dritte Reich-」(1) (2), 『北星論集』第58巻第2号, 2019年3月, 第59巻第2号, 2020年3月。
- ⁷⁸ Ingo Loose, Die Beteiligung deutscher Kreditinstitute an der ökonomischen Existenz der Juden in Polen 1939-1945, in: Ludolf Herbst/Thomas Weihe (Hrsg.), Die Commerbank und Die Juden 1933-1945, München 2004, S.223f. なおアリの文献は脚注3で紹介されている。Götz Aly/Susanne Heim, Vordenker der Vernichtung. Auschwitz und die deutsche Pläne für eine neue europäische Ordnung, Frankfurt/M. 1991, 1993; Götz Aly, 《Endlösung》, Völkerverschiebung und Mord an den europäischen Juden, Frankfurt/M. 1995.
- ⁷⁹ Ingo Loose, a. a. O., S. 224f. なおローゼはこの論稿をさらに進め, 2007年に以下の著作を刊行した。Kredit für NS-Verbrechen – Die deutschen Kreditinstitute in Polen und die Ausraubung der polinischen und Jüdischen Bevölkerung 1939-1945, München 2007. これは直訳では以下の表題となる, 2005年にフンボルト大学哲学学部へ提出された学位申請論文である。『ナチス犯罪に対する信用 – ポーランドにおけるドイツの信用機関とポーランド人・ユダヤ人住民に対する略奪1939年-1945年』。
- ⁸⁰ Ingo Loose, a.a.O., S.226-228. 使用された資料はローゼ稿脚注19から31に掲載。
- ⁸¹ Hrsg. Harald Wixforth, a.a.O., S.446.
- ⁸² Ebenda, S.495
- ⁸³ Ingo Loose, a.a.O., S.229f.
- ⁸⁴ Ebenda, S.230.
- ⁸⁵ Ebenda, S.232f.
- ⁸⁶ Ebenda, S.233.
- ⁸⁷ ローゼ稿脚注81に掲載された以下の論文。Günter Kaiser, Die Kreditwirtschaft in den eingegliederten Ostgebieten, in: Bank-Archiv, 1940, S.469.
- ⁸⁸ Ingo Loose, a.a.O., S.236.
- ⁸⁹ Hrsg. Harald Wixforth, a.a.O., S.498f.
- ⁹⁰ Ebenda, S.536.
- ⁹¹ ドレスデン銀行研究の著作では, 東部信託公社は1939年10月19日にゲーリングの命令 (Erlass) で成立したとされている。Ebenda, S.483.
 他方ローゼが設置日を11月1日としたのはドイツ帝国法令集 (RGB 1.) に依拠している。Ingo Loose, a.a.O., S.237. 及び脚注90。なお5支店所在地は以下の通り。ゴートンハーフン, ツィヘナウ, ポーゼン, リッツツマンシュタット, カトヴィッツ。
 なおローゼは2003年に刊行された2冊の著作の書評を以下に書いている。Haupttruhandstelle Ost, rezensiert für H-Solz-Kult von Inge Loose, <https://www.hsozkult.de/publicationreview/id/reb-4226>, 2021/09/13 20:32. 書評対象は以下の著作。Bernhard Rosenkotter, Treuhandpolitik. Die “Treuhandstelle Ost” und der Raub polinischer Vermögen 1939-1945, Essen 2003. 及び Jeanne Dingell, Tätigkeit und der Haupttruhandstelle Ost, Haupttruhandstelle Posen 1939 bis 1945, Frankfurt am Main 2003. 特に前者を評価している。
- ⁹² Ingo Loose, a.a.O., S.237及びローゼ稿脚注91。
- ⁹³ Ebenda, S.239. 及びローゼ稿脚注102。
- ⁹⁴ Ebenda, S.239f.
- ⁹⁵ Ebenda, S.240f.

- ⁹⁶ Ebenda, S.241-243, 月報記事は以下の通り。Erläuterungen zur der Ao über den Geldverkehr der kommissarisch verwalteten Betriebe vom 19.3.1940, in: MB1HTO 1940, Nr.2, vom 15.5.1940, S.21.
- ⁹⁷ Ingo Roose, a.a.O., S.243f. 及びローゼ稿脚注120及び126。126ではこの順位付けはヒムラーが決定したことが紹介されている。
- ⁹⁸ Ebenda, S.244f.
- ⁹⁹ Ebenda, S.247. 及びローゼ稿脚注139。
- ¹⁰⁰ Ebenda, S.248. ゲットー管理に関しては、以下の著作の記述が参考となる。「ゲットーの直接管理は、市長に相当するユダヤ評議会議長に委ねられるのが一般的であった。」芝健介『ホロコースト—ナチスによるユダヤ人大量虐殺の全貌』, 中公新書 2008年, 91ページ。ローゼは、リッツマンシュタットのドイツ人側のゲットー管理指導者としてハンス・ビーボウ (Hans Biebow) の名を挙げている。
- ¹⁰¹ Ingo Roose, a.a.O., S.248f. ヘウムノ他絶滅収容所の建設 (ラインハルト作戦), 及び「最終解決」へ向けたヴァンゼー会議 (1942年12月9日) の準備と内容については、芝健介, 前掲書148, 152~160ページを参照。
- ¹⁰² Ebenda, S.250f. ジェイムズの判断の迷いは以下の著作にある。Harold James, Die Deutsche bank und die Dikutatua 1933-1945, S.401f. 筆者はジェイムズ「アーリア化」研究の紹介をした時にこの原典の英語版を持っていたが、この点を見逃していた。またコメルツ銀行リッツマンシュタット支店と本店間でやり取りされた書簡の出所 (コメルツ銀行歴史文書館) については、ローゼ稿脚注157, 158に掲載。
- ¹⁰³ Ingo Roose, a.a.O., S.251. 及びローゼ稿脚注165でこのシュメルトは、組織指導者、警察本部長の名前アルブレヒト・シュメルト (Albrecht Schmelt) に由来することが紹介されている。APKの以下の文書。TK, Nr.5498, bes. Bl.39-58及び Nr. 1398, BL. 235:Geheome Staatpolizei, Stattpolizeistelle Katowitz, an Dresdner Bank, Zweigstelle Sosnowitz, vom 21.1.1942 betr. Kontenführung des Leiters der jüdischen Ältestenräte in Ostoberschresien (Durchschlag) .
- ¹⁰⁴ Ingo Roose, a.a.O., S.253.
- ¹⁰⁵ Ebenda, S.255f.
- ¹⁰⁶ Ebenda, S.256-258. なお元北大経済学部吉野悦雄教授 (ポーランド経済学) がポーランド・ユダヤ人の営業について、逝去される直前、以下の指摘をしていた。「繊維業などでは、4分の3が国内資本であり (中略), その過半数はユダヤ資本でありました。しかしポーランドにおけるユダヤ人の経済活動の最大の舞台は手工業であり、つまり靴屋とか洋服屋です。(中略) 企業については、ユダヤ人資本の没収という形態ではなく、敵国資本の没収という形態を取りました。」筆者 (山口) 宛メール, 2008年10月27日。
- ¹⁰⁷ Ebenda, S.256-259f.
- ¹⁰⁸ Ebenda, S.260f. 及びローゼ稿脚注221-224。
- ¹⁰⁹ Ebenda, S.262-264. ローゼ稿脚注232のシュライバ論文は以下。Ludwig Schreiber, Konzentration und Rationalisierung des Handels, in: Die wirtschaftliche Leistung, Zeitschrift für die Wirtschaft und im Generalgouvernement. 3 (1944), H.7 (Juli), S.99f.
- ¹¹⁰ Ingo Roose, a.a.O., S.266. 及びローゼ稿脚注248, AAN, Rząd GG, Nr.1401, Bl.97—99, hier:Bl 98: Aktenvermerk des Leiters der Bankaufsichtsstelle vom 25.2.1942 betr. Commerzbank. 及びローゼ稿脚注249, APKr, BN— III /1: Berliner Zentrale an CB Krakau vom 15.2.1942 betr. Commerzbank.